

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び取組状況について【暫定版】

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。基本方針に定められた6つの契約類型別の締結実績の推移及び取組状況等は、以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約件数及び予定使用電力量

平成25年度の国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結件数及び環境配慮契約の締結件数は、表1のとおりである。件数では63.3%、予定使用電力量では62.1%が環境配慮契約（裾切り方式による入札）であった。

表1 電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数及び予定使用電力量）

		総数（合計） ※入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数・予定使用電力量 (b)	環境配慮契約を実施可能だったが未実施の件数・予定使用電力量 (c)	環境配慮契約の実施が不可能 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数 (件)	国の機関	2,216	1,457	386	373	79.1%
	独立行政法人等	1,275	371	676	227	35.4%
	合 計	3,491	1,828	1,062	600	63.3%
予定使用 電力量 (百万 kWh)	国の機関	2,657	1,799	464	395	79.5%
	独立行政法人等	5,525	2,500	2,158	867	53.7%
	合 計	8,181	4,299	2,621	1,261	62.1%

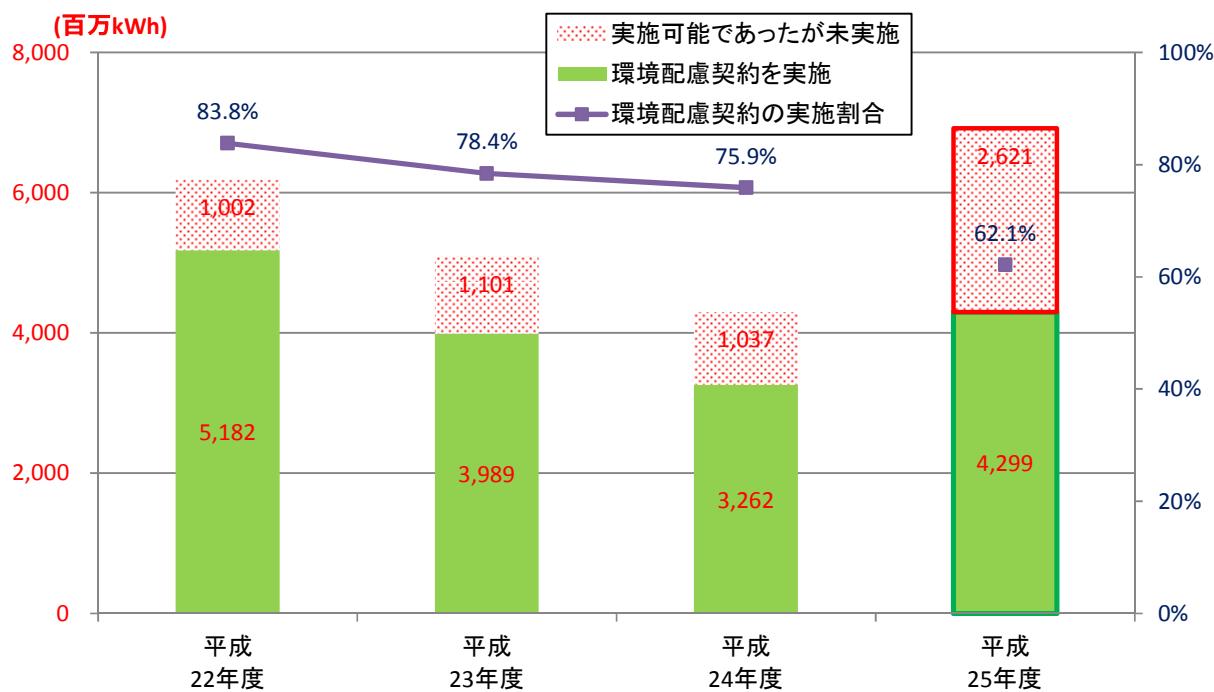
注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

なお、平成25年度実績調査においては、平成24年度実績調査から調査対象等を

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

変更している。



注1：平成 25 年度から調査票を変更している

注2：沖縄電力供給区域は除く

図1 電気の供給を受ける契約の締結実績（環境配慮契約実施不可能分を除く）

平成 25 年度実績のみ予定使用電力量で、平成 22 年度から平成 24 年度は総使用電力量であること、調査内容を変更したことに留意が必要である。また、平成 25 年度は平成 24 年度と比較して環境配慮契約による電力量は増加しているが、「実施可能であったが未実施」による電力量も増加している。これは、各供給区域において新電力の参入が増加したことにより環境配慮契約の実施可能な場合が増加したこと、環境配慮契約（裾切り方式）を実施したが不調となり価格競争入札や随意契約に移行したこと等が要因と考えられるが、その詳細については、データ内容を含め精査中である。

(2) 環境配慮契約の未実施の理由

「電力供給事業者が 3 者に満たない」以外の環境配慮契約の未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- ・ 特別な契約等により、安価な契約が可能（大学、研究施設など）
- ・ 業者指定による長期継続契約のため（大学、病院など）
- ・ 電気の安定供給を懸念したため（病院など）

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

① 自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表2及び図2のとおりである。

表2 自動車の購入に係る契約の締結実績

区分	内訳	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台	1,883台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台	1,659台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%	88.1%
独立行政法 人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台	366台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台	232台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%	63.4%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台	2,249台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台	1,891台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%	84.1%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

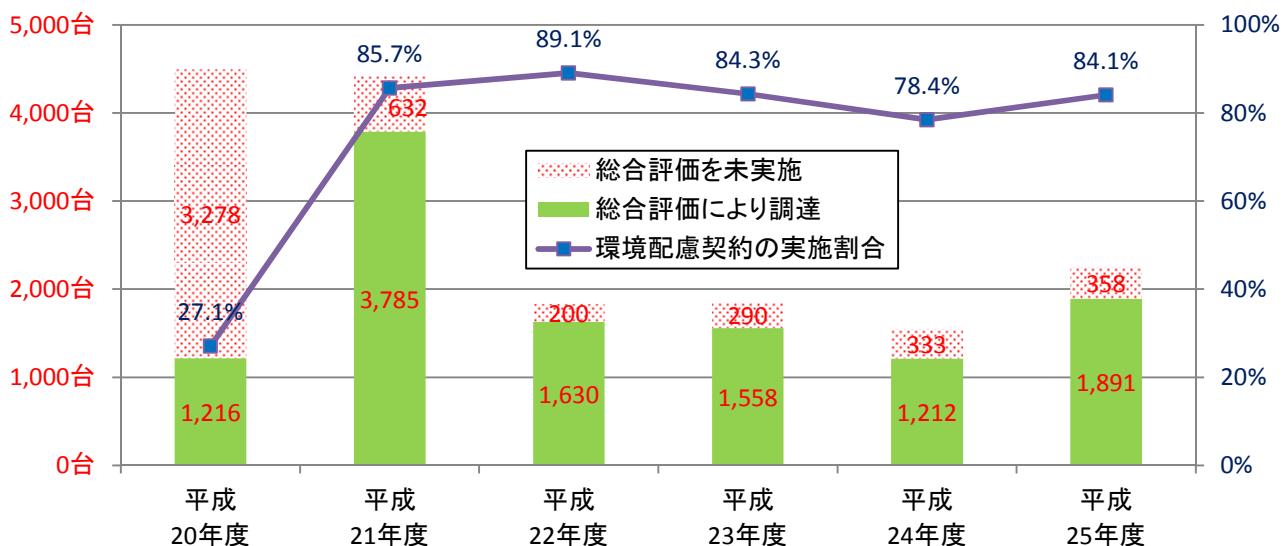


図2 環境配慮契約の実施状況（自動車の購入）

総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況²であったが、平成21年度以降は、21年度85.7%、22年度89.1%、23年度84.3%、24年度78.4%、25年度84.1%と毎年度8割程度ないし8割を上回る契約締結実績と

² 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

なっており、自動車の購入に係る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

② 自動車の賃貸借

平成 22 年度から 25 年度における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表 3 及び図 3 のとおりである。

自動車の賃貸借に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、平成 25 年度は平成 24 年度に比べて、総合評価落札方式以外の台数が大幅に増加したが、総合評価落札方式による調達台数は減少している。

表3 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績

区分	内訳	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台	554台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台	67台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%	12.1%
独立行政法 人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台	326台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台	118台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%	36.2%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台	880台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台	185台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%	21.0%

注 1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注 2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

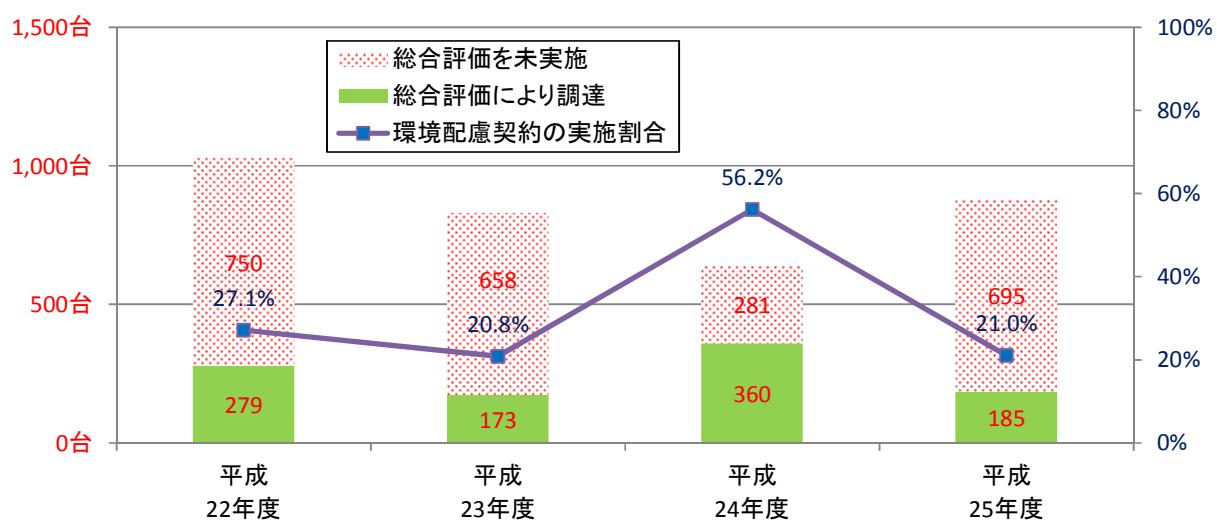


図3 環境配慮契約の実施状況（自動車の賃貸借）

（2）環境配慮契約の未実施の理由

環境配慮契約の未実施の理由別の台数は調査していないが、主な理由として、以下のようないい理由があげられている。

- 仕様を満たす車種が 1 種類しか存在しないため
- 寒冷地所在の場合、要求仕様である 4WD はハイブリッド車による対応が困難であり、ガソリン車に限定されるため
- 現在、燃料電池車は燃費の情報が公開されておらず、総合評価方式による調達になじまないため
- 契約期間 1 年のマイクロバスの賃貸借契約であり、マイクロバスは車種間の燃費の差が小さいため
- 要求する仕様に合った車種が稀少であるということ及び予算状況を考慮した結果、総合評価方式を実施しなかった
- 市場調査を行ったところ、競合車種は環境性能差が少なく、仕様書においてもグリーン購入法への適合や燃費性能等について環境性能へ配慮した調達としたため
- 仕様書において「ハイブリッド車であること」を要件としてあげている場合、総合評価落札方式でなく、最低価格による一般競争入札で行うことが可能であることを確認している

3. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成 22 年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられた。国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

① 環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数及び環境配慮型船舶プロポーザル方式の推移は、表 4 のとおりである。

表4 船舶の調達に係る契約の締結実績（概略設計又は基本設計）

区分	内訳	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	総数	2件	3件	1件	6件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				2件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	0件	1件
独立行政 法人等	総数	1件	2件	1件	4件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				1件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	0件
合計	総数	3件	5件	2件	10件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				3件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	1件

平成 22 年度から平成 23 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は合計で 8 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。

平成 24 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 2 件であったが、基本方針に位置づけられてから初めて環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達が実施された。

平成 25 年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 10 件あり、そのうち環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達が実施された。また、平成 25 年度実績調査においては、プロポーザル方式を実施したものとの環境配慮型船舶プロポーザル方式は実施していない件数について調査しており、その数は 3 件であった。

② 小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達

国及び独立行政法人等における小型船舶（推進機関のみの調達を含む。以下同じ）の調達件数及び環境配慮契約の実施件数の推移は、表 5 のとおりである。

表5 船舶の調達に係る契約の締結実績（小型船舶）

区分	内訳	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	小型船舶の調達件数	101件	145件	25件	15件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				5件
	随意契約				1件
	環境配慮契約によるもの	7件	7件	19件	9件
独立行政 法人等	小型船舶の調達件数	12件	15件	10件	6件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				3件
	随意契約				1件
	環境配慮契約によるもの	2件	2件	2件	2件
合計	小型船舶の調達件数	113件	160件	35件	21件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				8件
	随意契約				2件
	環境配慮契約によるもの	9件	9件	21件	11件

平成 22 年度は小型船舶の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）、平成 23 年度は小型船舶の調達総件数 160 件のうち 9 件（5.6%）、平成 24 年度は小型船舶の調達総件数 35 件のうち 21 件（60.0%）が、それぞれ燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 25 年度においては、小型船舶の調達総件数 21 件のうち 11 件（52.4%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であり、平成 24 年度の契約実績において環境配慮契約の実施割合が大きく伸長したところであるが、25 年度も引き続き環境配慮契約による調達が実施された。

（2）環境配慮契約の未実施の理由

船舶の概略設計又は基本設計に関する発注に当たって環境配慮型船舶プロポー

ザル方式を実施しなかった理由を平成 22 年度から 25 年度までの 18 件についてみると、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」が 10 件、「温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」が 3 件、その他が 5 件となっている。

また、小型船舶の調達において環境配慮契約を実施しなかった理由としては、以下ののような事由があげられている。

- 教育研究用実習調査船のため他の項目が優先された
- 漁船用環境高度対応機関認定基準及び海洋汚染防止法による規制の範囲外であったため
- 平成 21 年度に設計を行った船舶であるため、排出ガスに関する基準についての記載はあったが、燃費消費率に関する記載がなかった。

4. 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業及びフィージビリティ・スタディ）に係る契約締結実績の推移等については、表 6 のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成 20 年度には 20 件であったが、21 年度 3 件、22 年度 1 件と減少し、23 年度には 0 件となったが、24 年度には 9 件、25 年度には 3 件実施され、24 年度は 9 件中 6 件が、25 年度は 3 件すべてが ESCO 事業の導入可能性有と判断された。

また、平成 20 年度以降の ESCO 事業の実施件数は、平成 20 年度 9 件、21 年度 3 件、22 年度 3 件、23 年度 1 件、24 年度 5 件、25 年 7 件と 6 年間で計 28 件であり、ESCO 事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が 27 件となっている。

表6 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績

区分	内訳	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件※	0件	0件	0件	0件
独立行政 法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件	7件
合計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件	7件

※発注手続きを行ったが参加者なしのため不調となり契約に至っていない

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表7及び図5のとおりである。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は、大規模改修工事を含めると22年度215件、23年度279件、24年度360件、25年度395件と年々増加している。また、平成22年度においては新築に係る設計業務196件中のうち124件(63.3%)、23年度においては220件のうち142件(64.5%)、24年度においては282件のうち136件(48.1%)が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。平成20年度から平成24年度においては、競争入札も含め建築物の設計業務全体を対象としているが、平成25年度実績においては、プロポーザル方式を実施した建築物の設計業務を対象としており222件のうち176件(79.3%)が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

また、大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は、平成22年度91件、23年度137件、24年度225件、25年度219件となっている。

表7 建築物の設計に係る契約の締結実績

区分	内訳	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
国の機関	建築物の建築に係る設計業務総数			66件	51件	84件	171件
	プロポーザル方式の実施件数						40件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43件	55件	30件	23件	25件	26件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			45.5%	45.1%	29.8%	65.0%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			5件	5件	2件	0件
独立行政 法人等	建築物の建築に係る設計業務総数			130件	169件	198件	259件
	プロポーザル方式の実施件数						182件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233件	252件	94件	119件	110件	150件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			72.3%	70.4%	55.6%	82.4%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			86件	132件	223件	219件
合計	建築物の建築に係る設計業務総数			196件	220件	282件	430件
	プロポーザル方式の実施件数						222件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件	135件	176件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			63.3%	64.5%	47.9%	79.3%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			91件	137件	225件	219件

※平成20年度から24年度は「建築の新築に係る設計業務」、平成25年度は「建築の建築（新築、増築等）に係る設計業務」

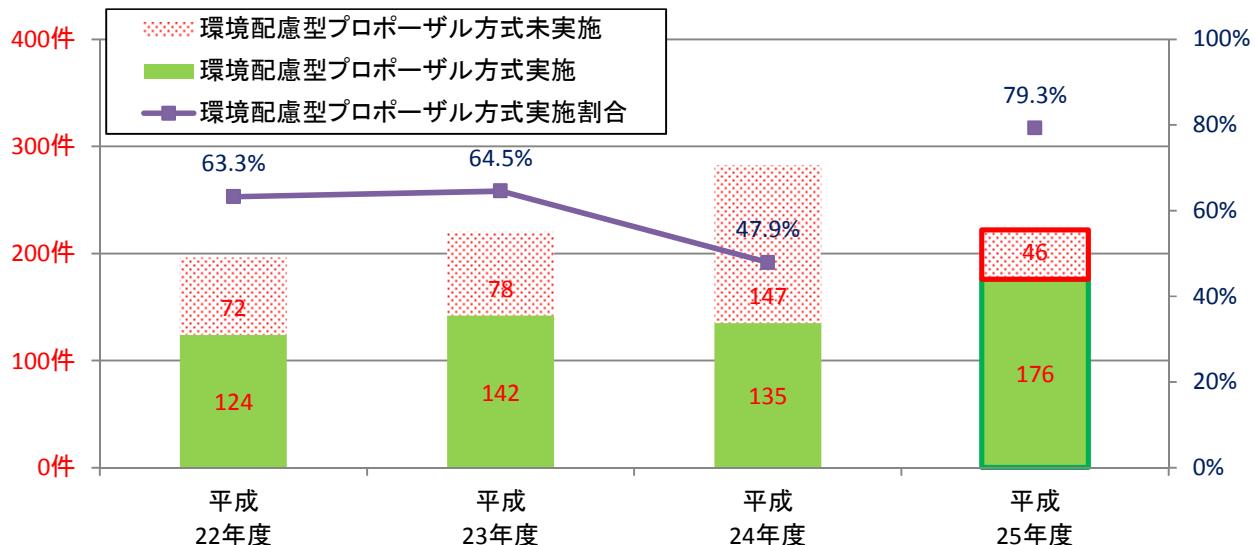


図5 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況

※「未実施の件数」は、平成22年度から24年度においては総数から実施件数を差し引いて算出。平成25年度は「プロポーザル方式を実施したが、環境配慮型プロポーザル方式は未実施」の件数

(2) 環境配慮型プロポーザルの未実施の理由

平成22年度から25年度において環境配慮型プロポーザルを実施しない理由を示したもののが、表8である。

表8 環境配慮型プロポーザルを実施しなかった理由

環境配慮型プロポーザル方式未実施の理由	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ア)極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	6	7	4	28
イ)設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	24	23	78	152
ウ)宿舎等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	16	14	11	16
エ)特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0	0	0	1
オ)その他	62	64	125	53
合計	108	108	218	250

平成25年度においては、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」が前年度比で2倍近く増加している。また、「極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業」も増加している。一方、「その他」は前年度比で減少しており、以下のような事由があげられている。

- 増築する研修施設は、既存の施設に接合させ増築するもので、既存のものと一体的な建築内容とする必要があったため

- ・ 小規模な施設の新築であり、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業と判断されるため
- ・ 比較的規模の小さい建築物の設計が多く、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の提案の余地が乏しい
- ・ 重要文化財の改修設計業務のため
- ・ 早期に発注する必要があったため
- ・ 応募業者の数が少ないという事情があり、負担を軽くする必要があり簡易公募型プロポーザル方式（簡易型）「課題なし」を採用した

6. 産業廃棄物処理に係る契約

平成 25 年度より新たに追加された契約類型である産業廃棄物処理に係る契約の国及び独立行政法人等における締結実績、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組状況

国及び独立行政法人等の産業廃棄物処理に係る契約締結実績は、「平成 25 年度中に締結した契約」と「平成 25 年度中に入札手続きを実施し、平成 26 年度に締結した契約」を別々に調査した。それぞれの結果を表 9、表 10 に示す。

① 平成 25 年度に締結した契約

表9 産業廃棄物処理に係る契約締結実績（平成25年度中に締結した契約）

			総数（合計） ※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 ©	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	72	7	51	14	9.7%
		処分業	122	6	54	62	4.9%
		収集運搬+処分業	512	90	368	54	17.6%
		総数	706	103	473	130	14.6%
	独立行政法人等	収集運搬	63	1	52	10	1.6%
		処分業	91	2	61	28	2.2%
		収集運搬+処分業	237	26	179	32	11.0%
		総数	391	29	292	70	7.4%
	合計	収集運搬	135	8	103	24	5.9%
		処分業	213	8	115	90	3.8%
		収集運搬+処分業	749	116	547	86	15.5%
		総数	1,097	132	765	200	12.0%
産業廃棄物数量（予定を含む）（t）	国の機関	収集運搬	29,832	767	9,869	19,197	2.6%
		処分業	49,980	211	29,800	19,969	0.4%
		収集運搬+処分業	36,869	16,696	18,213	1,960	45.3%
		合計	9,469	158	8,913	399	1.7%
	独立行政法人等	処分業	9,962	193	9,660	109	1.9%
		収集運搬+処分業	87,183	6,694	77,492	2,997	7.7%
		合計	39,302	925	18,781	19,595	2.4%
		収集運搬	59,942	404	39,460	20,078	0.7%
		収集運搬+処分業	124,052	23,390	95,705	4,957	18.9%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

② 平成 25 年度に入札手続きを実施し、平成 26 年度に締結した契約

表10 産業廃棄物処理に係る契約締結実績(平成25年度中に入札契約手続きを実施し、平成26年度に締結した契約)

			総数（合計） ※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 ◎	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約割合 (b) / (a)
件数 (件)	国の機関	収集運搬	31	6	22	3	19.4%
		処分業	22	1	20	1	4.5%
		収集運搬+処分業	185	33	141	11	17.8%
		総数	238	40	183	15	16.8%
	独立行政法人等	収集運搬	56	43	12	1	76.8%
		処分業	55	33	18	4	60.0%
		収集運搬+処分業	130	72	52	6	55.4%
		総数	241	148	82	11	61.4%
	合計	収集運搬	87	49	34	4	56.3%
		処分業	77	34	38	5	44.2%
		収集運搬+処分業	315	105	193	17	33.3%
		総数	479	188	265	26	39.2%
産業廃棄物数量 (予定を含む) (㌧)	国の機関	収集運搬	4,891	810	4,035	46	16.6%
		処分業	4,131	149	3,970	12	3.6%
		収集運搬+処分業	14,674	1,971	11,724	979	13.4%
	独立行政法人等	収集運搬	64,579	60,576	3,919	84	93.8%
		処分業	11,508	6,429	4,995	85	55.9%
		収集運搬+処分業	106,712	77,463	27,097	2,153	72.6%
	合計	収集運搬	69,470	61,386	7,955	130	88.4%
		処分業	15,639	6,578	8,965	97	42.1%
		収集運搬+処分業	121,386	79,434	38,820	3,131	65.4%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

環境配慮契約（据切り方式による入札の実施割合）の件数は、平成 25 年度中に締結した契約においては全体の 12.0% (1,097 件中 132 件) に止まったが、平成 25 年度中に入札を実施し平成 26 年度中に締結した契約においては、全体の 39.2% (479 件中 188 件) に増加した。

産業廃棄物数量（予定を含む）をみると、平成 25 年度中に締結した契約においては、収集運搬業が 2.4%、処分業が 0.7%、収集運搬+処分業が 18.9% であったが、平成 25 年度中に入札を実施し平成 26 年度中に締結した契約においては、収集運搬業が 88.4%、処分業が 42.1%、収集運搬+処分業が 65.4% といずれも大幅に増加している。

(2) 環境配慮契約未実施の理由

環境配慮契約未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

【平成 25 年度中に締結した契約の場合】

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により受託業者が特定されているため
- ・ 平成 24 年度に入札手続きを行ったため環境配慮契約法に対応できなかつたため
- ・ 以前から応札業者が少なく、一定の競争性を確保するのが難しくなるため。
- ・ 環境配慮契約に対応した事業者が近隣にないため
- ・ 競争性の確保。中小企業の受注機会の確保
- ・ 契約の締結が急を要するものであったため
- ・ 補切り方式による入札を行うための体制が未整備であったため
- ・ 手続きが不明なため

【平成 25 年度中に入札を実施し平成 26 年度中に締結した契約の場合】

- ・ 業者への配布が間に合わなかったため
- ・ 補切り実施のための準備が整わなかったため
- ・ 補切方式を実施することにより競争参加者が僅少であると予測されたため
- ・ 入札区分が多く、配点の設定を統一できなかつたため
- ・ 応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できないため
- ・ 環境配慮契約による補切り方式を行った場合、従来の競争入札よりも新たに提出を求める書類が膨大になり、入札参加者に負担を強いるため